

# 令和元年度第1回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

## 1 開催日時

令和2年2月25日（火） 10:00～11:00

## 2 開催場所

奈良県人権センター 中研修室  
奈良市大安寺1-23-1

## 3 出席者

委員：寺澤会長、野口副会長、須藤委員、千原委員、松田委員、村上委員  
事務局：柘田くらし創造部長、奥田くらし創造部次長、矢富人権施策課長、大山人権・地域教育課長、西村人権施策課長補佐、富山人権・地域教育課長補佐  
関係課：杉村国際課長補佐、元田地域福祉課長、片山障害福祉課係長、塚本女性活躍推進課係長、松岡こども家庭課主査、池口青少年・社会活動推進課長補佐、島田地域産業課係長、市橋雇用政策課主幹、佐々木学校教育課係長、森本生徒指導支援室長補佐、田崎奈良県警察本部警務課長補佐

## 4 議題

- (1) 「奈良県人権施策に関する基本計画」の改定について
- (2) 今後のスケジュールについて

### ※配付資料

令和元年度第1回奈良県人権施策協議会 出席者名簿、配席図  
奈良県人権施策協議会委員名簿  
資料1. 「奈良県人権施策に関する基本計画」（改定案）概要版  
資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」（改定案）本編  
資料3. 「奈良県人権施策に関する基本計画」改定スケジュール  
参考資料. 奈良県人権施策協議会規則

## 5 議事内容

### 柘田くらし創造部長 挨拶

ご案内の通りではあるが、「奈良県人権施策に関する基本計画」（改定案）についてご審議いただき。昨年5月に本協議会を開催して以来、時間が経過したが、この間、寺澤会長を始め、計画改定部会の委員の皆様には大変熱心に議論いただいた。部会だけではなく、取りまとめなど必要な場面でその都度、貴重なご意見を頂いてきた。

現計画が策定されてから15年が経過したが、性的マイノリティへの偏見、様々なハラスメントやひきこもりの問題など、新たな人権問題が顕在化して、多様化、複雑化してきている。また、一昨年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえて、中長期的な施策方針として取りまとめたものである。

基本理念は現計画を引き継ぐということが基本的な考え方であるが、「人権教育」「人権啓

発」「相談支援」を3つの大きな柱として各施策を推進していく。

大きな変更点は、現計画の施策の体系は11項目であるが、計画改定案では17項目に増やしたことである。また、本計画に基づいて、毎年度の各部局の施策事業の実施計画を取りまとめ、その進捗状況を定量的に評価していきたいと考えている。そして、新たな人権問題が顕在化していることを踏まえ、それぞれの分野に新たに必要となる有識者を加えて、本協議会の機能強化を図っていきたいと考えている。あわせて、毎年度、重点テーマを設定していただき、深掘りするような部会の運営を行いたいと考えている。以上が、今回の計画改定の大きなポイントである。

最後になるが、本日は様々なお立場から、忌憚のないご意見を賜りたいと思っている。

#### 寺澤会長

2月7日に計画改定部会を開催し、部会の先生方にも目を通していただいている。本日は時間も限られているので、できる限りまとめていきたいと考えている。

部長の挨拶にもあったが、新年度からの県の各部局の政策の中に、本計画がどのように具体的に反映されていくのか検証を行われるとのことであり、期待している。

本日は、ご審議の程、よろしく願いたい。

#### 西村人権施策課長補佐

それでは、これ以降の議事進行については、会長に願いたい。

#### 寺澤会長

それでは、議題（1）について、事務局より説明を願う。

#### 矢富人権施策課長

資料に沿って説明

#### 寺澤会長

ただいま、事務局から説明があった事項について、ご質問はあるか。

#### 野口副会長

基本理念に書かれている「県民一人ひとり」の「県民」とはどのような概念なのか。「県民」という表現は、奈良県に長年定住している選挙権を有する者と狭く捉えてしまう可能性があるため、「奈良県に居住する一人ひとり」という表現にした方が、本計画の対象者がより明確になるのではないか。

また、私は人権問題を考える際に、人権啓発の問題に矮小化されることを危惧しており、基本的には社会構造に問題があると考えている。このことから、基本計画（骨子）の2ページ目「4. 様々な人権問題に共通する施策の推進」において、「人権が尊重され、偏見や差別のない自由で平等な社会を実現するため、」の後に、「社会的不平等を是正することに不断に努め」ということを追記してはどうか。

#### 村上委員

本協議会が2年近く開かれなかったことと、人権に関する県民意識調査に関する「調査分析部会」及び「計画改定部会」の報告を、まずこの協議会で言うべきではないかということがあ

るが、改定案を取りまとめられたことに対しては評価させていただく。

障害がある人たちの文化芸術活動について触れられていないのではないかと。2年ほど前に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されており、第1条の目的には「この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、（中略）、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。」と定められている。本計画の基本理念の中に挙げられている3つの社会づくりのうち、「個性や能力が発揮できる社会づくり」と「自己の存在を確かめることができる社会づくり」は同法律の目的に合致するのではないかと思う。

また、数年前から、厚生労働省は「障害者芸術文化活動普及支援事業」という事業を実施しており、奈良県はこの事業に手を挙げておられないようであるが、このような法律等が背景にある。

なおかつ、平成29年度に第32回国民文化祭・なら2017が開催された。それと同時に、第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会が開催された。奈良県は誇るべきだと思うが、荒井知事の肝入りもあり、全国で初めて一体開催を行った。それまでは、3ヶ月ほどの期間で国民文化祭を開催し、付け足しのように3日間ほど全国障害者芸術・文化祭を開催するのが通例であったが、3ヶ月に渡って開催される国民文化祭の様々な場面で、障害のある人たちの芸術文化活動を紹介するイベントが同時に開催されるという、今までに無かった画期的な開催方法であった。それ以後、この一体開催の方式が踏襲され、翌年の平成30年度は大分県、令和元年度は新潟県、令和2年度は宮崎県で開催されるが、いずれも一体開催される。

このことは、奈良県が誇るべきことであり、法律が制定されて、障害のある人たちの芸術文化活動を支援するという全国的な盛り上がりがある中で、奈良県が率先して取り組むべき問題であると思う。よって、障害のある人たちの芸術文化活動の普及支援という事業を盛り込んでいただきたい。

最後に、基本計画（骨子）改定案の「3. 計画の期間」では「2020（令和2）年度～2029（令和11）年度」となっているが、基本計画改定案の2ページ目の「4. 基本計画の期間」では「2020（令和2）年度～2030（令和12）年度」となっているので整合性を取っていただきたい。また、基本計画改定案の19ページ目の「課題」の上から3行目「職場の事例やな取組～」となっているので修正をお願いしたい。

### **梶田くらし創造部長**

野口副会長の「県民」に関するご意見について、確認をさせていただきたいが、基本計画（骨子）の「2. 基本理念」の「県民」と次ページの「4. 様々な人権問題に共通する施策の推進」の「県民」とは性格が異なるのではないかと思う。県外に居住しており県内で就労している人や、海外から観光あるいは仕事により短期間で来られる人など様々な人がここで生活したり、交流したりするので、「2. 基本理念」の「県民一人ひとり」については、「一人ひとり」として人間すべてを指すようにして、「4. 様々な人権問題に共通する施策の推進」はそのままで良いのではと考えるがいかがか。

### **野口副会長**

「奈良県に居住する一人ひとり」とすると県外から働きに来られる人や観光で来られる人はどうなのかという問題もあるので、「2. 基本理念」の「県民一人ひとり」については、「一人ひと

り」と表現された方がすっきりするのではないかと思う。「4. 様々な人権問題に共通する施策の推進」の「県民」については、概念が異なるとおっしゃったが、まだはつきりと理解できておられないため、この場では判断しかねるが、基本的には、「県民」という表現は、従来の捉え方で狭く捉えられる恐れがあるので、そのような誤解がないように、我々はもう少し広く捉えているということ意識して、表現を再検討されてはどうかと思う。

#### 梶田くらし創造部長

それでは、「2. 基本理念」の「県民」については取らせていただき、「4. 様々な人権問題に共通する施策の推進」の「県民」については、もう少し考えさせていただく。

どちらも「県民」をとっても通用すると思うが、検討させていただく。

また、社会的不平等の是正について追記をというご意見については、共通する施策に括って良いのかという議論があった。各施策に限らずということで、人権教育、人権啓発、相談支援という3つの柱を挙げているが、ここに社会的不平等の是正に対する不断の努力という文言を入れると、3つの柱以外のものが入ってくる訳であり、下とのつながりをどうするか、どのように書き込んでいくのかという点について考えなければならないと思う。

#### 千原委員

子どもの人権問題で、現在、喫緊の課題となっているのは「いじめ」と「虐待」である。

子どもから直接、訴えを拾い上げられるようなシステムの構築が不可欠になってくる。現時点で、いじめに関しては「SNSいじめ」が着目されており、SNSで相談を受け付けるような体制の構築は、学校だけでは到底できないことであるので、全庁的に取り組み、深掘りしていきたいとの説明を受けて、ぜひとも、いじめ対策に力添え賜りたいと思う。

虐待に関しては、件数は依然として減っておらず、性的虐待については、データとして表にはあまり出てこないが、少なからずある。虐待問題については、児童相談所が中心となって対応されるわけであるが、現在、奈良県の北部の児相は人員を確保していただいているが、南部の方は児童福祉司が空席となっており、児童福祉司の仕事も児童心理司が行っているという厳しい稼働状況となっている。体制強化や他の分野で挙がっている相談支援の強化について、子どもの人権のところにも、ぜひ入れていただきたい。

子どものことについては、直接、県教育委員会や生徒指導支援室からお答えをいただいていると思うが、そこだけでは対応できない問題となっているので、人権施策課の力添えも賜って、全県的に取り組んでいけないかと思っている。

ちなみに、いじめと虐待の問題は不登校につながる可能性が高く、不登校はひきこもりにつながる恐れがある。くらし創造部による以前の調査結果では、奈良県のひきこもり率は1.8%であったと記憶している。現在、ひきこもりの方たちは全国で約115万人（15～64歳）おられるというデータが出ている。ひきこもりの方たちの生活は親御さんが面倒を見ている。8050問題ではないが、親御さんが亡くなってしまうと、ひきこもりの方たちは生活保護を受給する可能性が高い。このような事態は、人権問題という切り口で捉えられてはどうかと思う。

また、いずれの分野においても、相談支援の充実ということを入れていただいております、ありがたく思っているが、私がかかわっている犯罪被害者支援については、なら犯罪被害者支援センターが中心となって取り組んでいるが、非常に厳しい経済状況の中、ボランティアとして頑張らせていただいている。しかし、本当に犯罪被害者支援に取り組もうとすると、ボランティア支

援だけではなく、専門家による心理支援、あるいは福祉支援が必要となってくる。私も何人かカウンセリングをさせていただいているが、犯罪被害者の傷は非常に深く、簡単には傷は癒えないので、こういったところの相談支援の充実の中身を検討いただければありがたい。

### 須藤委員

ひきこもりの問題に関して、人権擁護委員として法務局の窓口で相談業務に当たっているが、最近、ひきこもりの相談が増えている。特に、8050問題についても、基本計画改定案の13ページのひきこもり状態にある人の人権で、福祉との関連もあるとは思いますが、少し触れても良いのではないかと思う。高齢者の方たちが、自分の子どものひきこもりについて心配しながら法務局に相談に来られるという事は非常に痛々しく感じる。このような状況が、以前とは異なっていると感じている。深刻な問題であり、人権擁護委員としても解決方法を委員同士で相談し合ったりしているが、なかなか難しい問題である。

子どもの人権に関して、最近、学校からスマートフォンに関する教室を開いてほしいという要望が法務局に寄せられている。こちらも以前とは違った動きであり、子どもや保護者の間での深刻な問題となっているのではないかと感じている。

法務局では「子どもの人権SOSミニレター」という取組を行っている。教師や親にも相談できない悩みを法務局の人権相談窓口へ寄せることができ、2月5日現在で約120通の手紙が来ている。深刻な問題からたわいのない内容までであるが、一つ一つ答えている。以前とは違った悩みが増えてきている一方、いじめ問題については少なくなっている現状がある。人権擁護委員も引き続き、頑張っけて取り組んでいきたい。

### 松田委員

女性の人権に関して、今までは女性が弱い立場にあり、離婚や貧困、DV等から女性の人権を守っていこうという取組が認められてきたが、時折、女性からの暴力に困っている男性からの相談を受けることがある。きめ細かに様々な分野について盛り込んでいただいているが、父子家庭で困っている男性や女性からの暴力を受けている男性への支援については盛り込まれているのか。

### 榊田くらし創造部長

村上委員からの障害のある人の芸術文化活動についてのご意見であるが、基本計画改定案の62ページの5つの項目のうち、「(3) 自立・社会参加の促進」で捉えるのではなく、障害者の芸術文化について柱立てていくという趣旨であるかと理解したが、柱立てた時に、高齢者はどうなるのかといったこともある。「(3) 自立・社会参加の促進」の中に書き込んで、実施計画に繋げていくという路線よりは、もう少し尖らせた方がよいということがあれば、改めてご意見を伺いたい。

千原委員より子どもの人権に関して、いじめや虐待の問題についてご意見をいただいた。柱立てはできると思うが、大事なのは、今後の実施プログラムの中にどのように繋げていくかであると思っている。また、なら犯罪被害者支援センターについては、民間団体であるという特性があり、どれだけ密に連携して、行政としても役立つことができるのかということは、現在も課題であると認識しているので、実施計画の中で深掘りしていくことになると思う。

以上